

高浜市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する建設工事を請け負う建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下のものをいう。以下「受注者」という。）が、当該工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づくものをいう。以下「制度」という。）を利用する場合における高浜市工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく工事請負代金債権の譲渡の承諾等に関して、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する建設工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- （1） 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が工期の最終年度に当たらないもの
- （2） 市長が役務的保証を必要とする工事
- （3） 高浜市低入札価格調査要領（平成14年7月1日施行）に基づく低入札価格調査の対象となった者が実施する当該調査に係る工事
- （4） その他受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

（債権譲渡先）

第3条 債権譲渡の相手方となる者（以下「債権譲渡先」という。）は、次に掲げる者とする。

- （1） 事業協同組合（事業共同組合連合会等を含む。）
- （2） 一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うもの

（譲渡債権の範囲）

第4条 債権譲渡に係る工事請負代金債権の金額は、対象工事が完

成した場合は、請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び当該対象工事に係る請負契約（以下「対象工事契約」という。）により発生する遅延損害金等の発注者が当該対象工事契約に基づき契約の相手方に対して請求できる債権の額を控除した額とする。ただし、対象工事契約が解除された場合は、出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び当該対象工事契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合は、工事請負代金債権の金額は変更後のものとする。

3 前項の場合において、受注者は、債権譲渡先に変更後の対象工事契約に係る契約書の写しを提出して通知するものとする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第5条 債権譲渡の承諾は、対象工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の規定による承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書（様式第1）の受領をもって足りるものとする。

（出来高確認）

第6条 制度の利用に係る債権譲渡契約の締結、融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来高確認を行うものとする。

（債権譲渡の承諾の申請）

第7条 債権譲渡の承諾の依頼をしようとする受注者は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める部数で市長に提出しなければならない。

（1） 債権譲渡承諾依頼書（様式第2） 3部

（2） 受注者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書（発注者の承諾を得ることを停止条件とした停止条件付債権譲渡契約であるものに限る。）の写し 1部

（3） 工事履行報告書 1部

（4） 保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1部

（5） 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書（3月以内に発行され

たものに限る。) 1 部

(債権譲渡の承諾手続等)

第 8 条 市長は、前条各号の書類（以下「依頼書等」という。）の提出があったときは、速やかに債権譲渡の諾否を決定するものとする。

2 市長は、債権譲渡を承諾したときは、確定日付を付した債権譲渡承諾書を 2 部受注者に交付するものとする。

3 前項の規定による債権譲渡承諾書の交付は、依頼書等の提出を受けた日から起算して 7 日以内（期限の日が市の休日（高浜市の休日を定める条例（平成元年高浜市条例第 33 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日以降の最初の市の休日以外の日。）に行うものとする。

4 市長は、やむを得ない事由により交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

5 市長は、依頼書等に係る工事が対象工事に該当しない場合又は依頼書等の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合は、債権譲渡の承諾を行わないことを決定し、速やかに債権譲渡不承諾通知書（様式第 3）により受注者に通知するものとする。

6 市長は、債権譲渡整理簿（様式第 4）により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

(債権譲渡の対抗要件)

第 9 条 債権譲渡は、受注者の倒産等の兆候（1 回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ市長の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できるものとする。

(債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱い)

第 10 条 受注者及び債権譲渡先は、債権譲渡が行われた後は、工事約款第 36 条第 4 項に規定する中間前払金及び工事約款第 39 条に規定する部分払を請求することはできないものとする。

(保証事業会社による金融保証の保証範囲)

第 11 条 制度における保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払

金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

（融資実行報告書の提出）

第12条 受注者及び債権譲渡先は、市長による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに市長に融資実行報告書（様式第6）を提出しなければならない。

2 受注者は、第11条に規定する金融保証を受けた場合は、速やかに市長に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

（請負代金の請求等）

第13条 債権譲渡先は、受注者が工事約款第33条第2項の検査に合格し、引渡しを行った後、確定した債権金額の請求に当たっては、次の書類を市長に提出しなければならない。

（1） 工事請負代金請求書（様式第6）

（2） 発行日から3月以内の債権譲渡先の印鑑証明書。ただし、既に市長に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略することができる。

（留意事項）

第14条 制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきもので、市においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるものとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

（委任）

第15条 この要領に定めるもののほか、制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。